## ○厚生労働省告示第五十七号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第七十六条第二項 (同法第百四十九条において準用する場合を含

む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づ

き、 診療報酬の算定方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示

(診療報酬の算定方法の一部改正)

第一 条 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 圧
別表第一	別表第一
医科診療報酬点数表	医科診療報酬点数表
[目次] (略)	[目次] (略)
第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)
第4章 経過措置	第4章 経過措置
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
4 第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げる	4 第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げる
アルブミン(BCP改良法・BCG法)のうち、BCG法によ	アルブミン(BCP改良法・BCG法)のうち、BCG法によ
るものは、 <u>令和8年5月31日</u> までの間に限り、算定できるもの	るものは、 <u>令和6年3月31日</u> までの間に限り、算定できるもの
とする。	とする。
5・6 (略)	5・6 (略)

別表第一から別表第三までを次のように改める。

附 則

この告示は、 令和六年六月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から適用す

る。

第一条の規定 令和六年四月一日

第二条による改正後の別表第一区分番号A101の注3のただし書、区分番号A106の注10のただし書、区

分番号A207―3の注4のただし書、区分番号A214の注4のただし書、区分番号A304の注8のただし

書及び区分番号A308―3の注5のただし書に係る規定 令和七年六月一日